

議会運営委員会会議録

令和6年10月31日(木)

(開 会) 14:00

(閉 会) 15:59

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議会基本条例について

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「議会基本条例」について協議いたします。

本日は参考人として、法政大学 法学部教授の土山希美枝さんの出席を得ております。今日はありがとうございます。

着座したままで申し訳ありませんが、この際、参考人に一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、また遠方にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表しましてお礼申し上げます。忌憚のないご意見を述べていただきますようお願いいたします。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、10月15日の本委員会で決定した意見を求める事項であります、「議会基本条例の意義について」及び「議会基本条例の課題について」、以上2件について、参考人からご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまからご意見をいただきたいと思っております。発言は着席したままで結構ですので、お手元のマイクを使用していただき、どうぞよろしくお願い申し上げます。では、土山先生、よろしくお願い申し上げます。

○土山参考人

どうも皆様こんにちは、私、定数・報酬のお話に関わりまして、以前、前の会期のときに、参考人として呼んでいただきました。また、今期の委員会で定数のことについて諮問いただきまして、アドバイザーということで委嘱いただきまして、せっかくアドバイザーという役職をいただいてですね、飯塚市議会さんがアンケートを取られるということをお伺いしていたんですけど、アンケートや資料だけで意見書を書くのもいかなものかと思って、お願いしまして1泊2日で5か所を巡らせていただきまして、市民の方のお話をお伺いして、意見書を書かせていただきました。その節はありがとうございました。関係いただいた方や、お伺いした現地でお目にかかった議員の方もおられますので、改めましてお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

さて、今日は、議会基本条例の意義ということでお招きいただいたんですけど、何て言うんですかね、ある意味、お坊様にお経のことをお話しするような、お経の意義をお話しするみたいなところがありまして、議会や議員の当事者である皆さんに、そういうことをお話しするときに、私なりに意義ということをどういうふうに説明しようかなあとと思ひまして、潮流とです

ね、それからその意味ということをお話しようかなと思って持ってまいりました。

まずは数字のところで確認をしていきたいのですが、こちらですね、議会基本条例の施行の状況です。2023年10月現在に、既に1千を超える自治体で策定済みです。こちらの棒グラフのほうは、累計と、それからオレンジのほうの部分は、その年に新しく策定した議会基本条例。青いほうは累計です。なので、2022年度までに993議会が策定済みで、そこに新しく2023年、この年は選挙の年でしたから、その分も含めて少なくなっているところもありましたけど、2023年度中に19の自治体で議会基本条例が策定されたと、そういうことを表しているグラフです。折れ線グラフのほうは、それが全国の自治体、全国といたしても、2019年度の1788自治体というふうにしまして、今はもうちょっと少ないんですけど、その数字で割合を取ったもので、そうしますと2023年度には56.6%という議会が、2019年度に50%を超え、2023年度には56.6%の議会が全国で策定しているということになります。全国市議会議長会さんがより詳しく調べていまして、全国市議会議長会さんが見た中では、全市でいうと815市、割合でいうと71.4%。そのうち飯塚市さんが当てはまる人口10万人から20万人未満の自治体では69.6%、7割の自治体議会が既に策定済みというデータになっています。

それでいいますと、私やっぱり、しばらく前は、つくるとはどういうことですかとお伺いすることがあったんですけど、この数字でいきますと、既に「なぜつくるか」という問いではなく、「なぜつくらないのか」というのが問われる段階になってきました。ほかは大体3分の2がつくっちゃった。3分の2を超えるところをつくっちゃったので、つくってない3分の1に入っているというところですね。ある意味、あつて当たり前の段階に入ってきているということが潮流としては言えると思います。

では、何でそういう条例がつけられてきたのかということなんですか、そこはですね、やっぱり議会基本条例の背景にあるのは、議会の在り方に対する疑問や問題意識があるからですね。議会基本条例の中身を、ちょっと先にいきますと、おおむね、開かれた議会、議員同士の活発な議論、開かれた議会というのは、誰に開いているかと、それは市民に開かれるわけですね。市民に開かれた議会、だから情報公開、市民参加で地域の課題を議論し、そこで意思決定をする議会という形が書かれるわけですね。それはある意味、当たり前のことなんですけど、ただ当たり前のことを実現することは、必ずしも簡単ではなかったりします。その背景にも、ある意味、私、議会基本条例は自画像だと。私はこういう者ですよというものだというふうに申し上げます。市民のためにこういう役目を果たしますよ。市民から見てこういう存在ですよ。市民から見てというのは、やっぱりその自治体の機構の一つですから、自治体という政府は、首長さん、執行機関と議会で構成されますから、自治体という機関を構成する一つの機構として、こういう役割で、こういうミッションで、皆さんにこういうふうに向かっているんですよということを、ある意味、自画像として描く。何でその自画像が要るかなんですが、新しく会社をつくと、まず何をするか。登記だけして形だけつくるんじゃなくて、新しく会社をついたり、就職したりするとどうするか。新しく会社をつくとパンフレットをつくりますよね。就職したら名刺をつくりますよね。それで、私はこういう者ですよと話していきますよね。それは自分とは何者かということ、広く市民に伝える必要がある。何で伝える必要があるのかということ、それは、あなた方はどういう人なんですかという問いがあるからですね。こちら、マニフェスト研究所というところが調査している、2023年3月に、つまり地方統一選挙の直前に調査したデータなんですけど、見ていただきたいのは、この辺りですね。「地方議会は何をしているかわからない」、「地方議員は何をしているかわからない」この回答が50%を超えているわけですね。「議会は何をしているかわからない」50.7%、「議員は何をしているかわからない」52.7%。このアンケートは、結構ボリュームのあるインターネット上のアンケートなんです。インターネット上のアンケートなので、多少リアルと少し差はあるわけ

ですけれども、ボリュームが1330人と、1300人ぐらいの人が答えて、そうするとサンプル数としてはそれなりに、この種のアンケートではそれなりに十分。結構長いアンケートというのは、そういうアンケートに答える人そのものが、それなりに自治体とか地域政策とかに関心があるはずの人なんですよ。そういう母数の中でも半分の人が「議員は何をしているかわからない」、「議会は何をしているかわからない」と答えている。私、よく言うのは、定数・報酬の話というのは、定数・報酬の話じゃないんですよと言うんです。定数・報酬の話の本質は、市民から見たときの議会や議員に対する理解と評価の問題なんですね。簡単に言うと、何をやっているか分からない組織に人を増やそうという人はいないわけです。何をやっているか分からない人の処遇を高めようという人はいないわけです。定数・報酬の話というのは、議会や議員という存在に対する市民の理解と評価の問題なんです。理解していたり、評価していたりしても、経営者というのは常にですね、ただで働いてくれればありがたいと思うほうですから、それでも下げろと言うかもしれませんけれども、とはいえ、この分からないという数字。そうするとですね、いや、議会とはこういう存在なんですよ。議員とはこういう存在なんですよというふうに伝えていくことが、社会的な課題になっているわけですけど、じゃあ、どういう存在だと思ってほしいか。高い給料をもらって、汚職ばっかりして、そう思われても困るわけですよ。議会とはこういう存在だと思ってもらいたい。議員とはこういうふうに頑張っていて、こういう存在なんだと思ってもらいたいという、そういうものを、やはり言葉にして書いて伝えるということが、必要になってきているわけですね。

先般、私、地方制度調査会という委員会におりまして、いろいろ指示権というのをつくることになってですね、あともう一つ、指定活動団体、ごめんなさい、すごく危ない、やめたほうがいい機構なんで、それを言わなきゃいけないんですけど、地域で活動している団体を首長さんが指定して、ここがより優先的にそういう活動をしている団体だからといって、いろいろ支援をすることができる、政治的には大変危うい制度ができちゃったんですけど、それと同じ第33次地方制度調査会というのが2回に分けて答申しているんですけども、今申し上げた危ういことがいっぱい入って問題になった答申が、6月に地方自治法の改正になったんですけど、もう1個前はですね、議会や議員の在り方についてちょっと改正が入ったんです。議員は真摯に職務を果たさなきゃいけないとかですね。議会がいろんな意思決定機関として、ちょっと書かれたんですけど、そういうちょっとした変化があったんですね。でも、それはやっぱり、ちょっとした変化であって、例えば議員の職責を果たす。そもそも議員の職責とは何か。地方自治法には、出席しろとか品位を乱すなみたいなことしか書いてないわけですね。ただそれを、これは地方制度調査会でも議論になりましたが、国が書いていいのかというところというと、それはやっぱり議会の在り方、議員の在り方というのは、それはやっぱり、まさに自治の領域の問題であろうと。国というのは、ものすごく標準的な枠組みだけを決めておいて、具体的に議会や議員というのが、我々はどういう組織で、皆さんに対してどういうことをする組織で、どういう人であって、そのためにこういうことをするんだということは、自分で書くのが望ましいだろうと。それはそのとおりだと私も思います。なぜ、それが問われるのかというのは、一つはここに書いてある「議員は何をしているかわからない」、「議会は何しているかわからない」それはあっちがこっちを見ていないからだという、そういう言い方もできると思います。ただ、やっぱり、自治体と地域をめぐる構造と課題は大きく変わってきました。今は議員と後援者という、そういうくくりで、どれだけの市民、その地域に住んでいる市民のどれだけが、議員と後援者という関係で包み込めるかどうか。それでいうと、相当に議員という存在と関わっていない存在というのが、広く社会の中において、その人たちは議員という存在、議会という存在ということが非常に分からなくなっている。その中で、議会や議員の在り方をどういうふうに伝えていくのかというのが、ある意味、議会基本条例が、これだけ国の法律に定めがあって、例えば情報公開条例は2000年に国の法律で定められたんですけど、情報公開法ができ

たんですけど、その前は1972年に山形県の金山町というところで、最初の情報公開条例ができて、そのあと神奈川県とかいろんなところが続いて、2000年に国が情報公開法をつくるまでは大体200ぐらいの自治体が情報公開条例をつくっていたと。国がつくったら、その国のつくった情報公開条例法に合わせて、今はもうほとんどの自治体で情報公開条例が整備されている。国の法律に定めがあるので、それを受けて自治体としても条例をつくるという、そういう条例はいっぱいあるんですけども、議会基本条例は当然そうじゃないわけですね。そうではない任意で策定する条例で、これだけあまねくと言ってもいい自治体で導入されている条例は、ほかにはないわけですね。ちなみに自治基本条例というのがありますが、これは自治体の在り方を条例で定めるというものです。大体、首長さんがつくるところが多いですね。唯一、議会で作った自治基本条例があって、それは長野県の飯田市でつくってですね、なので、長野県の飯田市さんは、自治基本条例はあるけど議会基本条例はないという状態が長く続いたんです。何でかという、議会がつくったので、議会基本条例的な部分も、その自治基本条例に入っていたから。ところが、アンケートを取ると、真面目だから、議会基本条例はつくっていません。自治基本条例はありますしちゃうんですね。でも、議会が自治基本条例、つまり行政のことも含めて我が自治体の在り方はこうですという基本条例をつくることのほうが難しいんですけど、世の中では自治基本条例というのは行政機構がつくって、ちょっと議会のことも入っていて、でも、議会が自分でつくったわけじゃないので、大体そういうところの議会部分というのは、すごくあっさりしていて、ほぼ地方自治法レベルにとどまっているみたいな感じなんです。議会基本条例を先につくった自治体は、自治基本条例でも、ぶら下がりというんですかね、自治基本条例のほうに議会の部分は、詳しくは議会基本条例で書いていますと言って、そのエッセンスを使える。そういうアンブレラ条例になっているんですけど、長野県飯田市さんの場合はですね、だから不当にランキングが低かったんですね。私はそれは議会がつくったんだから、議会基本条例もあるんだと、マルにしたらいじゃないかと言ったんですけど、その後どうしたか、ちょっと伺ってないんですけども、そんなこともありました。

話を戻しますと、自治基本条例は全国で400ぐらいです。行政は何をやっているのとは、あまり聞かれないですよ、多分ね。それはいろんな意味で露出が高かったり、よくも悪くも自治体行政とはこういうものというイメージがあったりするわけです、市民の方は。でも議会は何をやっているの、議員は何をやっているのという状態の中で、だからこそ、これだけの勢いで、本当に10年、15年の間に、どこもつくってなかったのが、15年ぐらいの間に、全国の半分でつくるようになりましたというのは、そういう意味があると、私は解しているところです。

それは全国のことだよとお話になるかもしれませんが、これは先日の飯塚市議会の活動についてのアンケートで、議会のことを分かっていますかという言い方ではなくて、飯塚市議会の活動の満足度なんですね。ただ、活動に満足していますか、していませんかという問いに答えるときに、「わからない」と答えている。それはやっぱり、何が満足なのか、不満足なのかということも評価できないくらい分からないということではないかと。「わからない」、「無回答」というのが、おおむね47%に上りますね。なお、皆さんは御存じのことですけども、3千通のうち有効回答は27.9%、3割しか返ってきていない。大体こういう市民アンケート系のアンケートを取ると、人口10万人ぐらいの市でいうと4割ぐらいは返ってくる。返ってきてないよというのは、多分、分かっている何か言いたい人は返しているはずなんです。そういう言い方でいうと、やはり議会が何やっているのか、議員が何やっているのかということをつかれないと感じている市民の数というのは、それは相当にあると思えるのではないのでしょうか。では、その「わからない」、「わからない」の中には関心がない、関心がないというのは、「好き」の反対は「嫌い」ではないんですよ。（「無関心」と発言する者あり）

そうです。ありがとうございます。すばらしいお答えを。そういう意味では、やっぱりなか

なか深刻であると思います。なので、議会とは、もちろん飯塚市議会さんだけではなくて、全国でああいう数字ですから、全国の多くの議会でそういう状態があって、ある意味、だからこそ、こういうのが要るんだよねという話になってきたわけですね。そうすると、私から見たときの議会基本条例というのは、やっぱり議員とはどんな存在か、議員とは何者であるかということ、市民に向けて声明する。私たちはこういう人なんですよ、改めてよろしく願います。そういうものなわけです。

だから私、議会基本条例をつくったら、議会を知ってもらおうキャンペーンとかをしたらいいのになというのを、いつもいろんなところに言うんですけど。それで、議会基本条例をつくったお披露目の市民フォーラムというのもしたことがあって、やっぱり対話型で、そこでこういうのをつくりました。皆さんに愛される議会になっていきたいと思います。よろしく願いますと言って、ちょっとワークショップ的な、ワークショップまでいかないんですけど、そういう話をして、3人1組ぐらいでわーっといろいろ意見交換してもらってというそういうやり方で、フォーラムをやったことも何回かあるんですけど、幾つかの議会ですべてさせていただいたことがあるんですけど。やっぱり、私たちは、実はこうなんですよと。そういうフォーラムを、もしおつくりになられたら、やったらいいと思うんですけど。

何て言うんですかね、知らない、分からない、関心がない人に関心に向けてもらうのはなかなか大変なんですけど、でも多少ある人とか、最初の取っかかりはそこら辺からですね、やっぱり分かってくれる人を広げていくというときに、やっぱり伝えなきゃいけないのは、議会とか議員とかの魅力なんですよね。議会とか議員とかの魅力がもっと伝わるような広報をすればいいのにと思っているんですけど、そういう意味では、議会は皆さんに信頼されるためにこういうふうにも努力していて、議員もこういうふうにも努力していてですね、こんなに魅力のある議員がいっぱいいるんですよという、そういう広報をもっとすればいいのにと思いますが。やっぱりそのときに、議員とはどういう存在だと思ってほしいのか、そういうことをやっぱりちゃんと形にしておいたほうがいいし、議会基本条例というのは、ある意味その根拠になり得るところがあります。

議会や議員の在り方について、そんなミッションが、議会のことを分かってほしい、また議会が目指す姿を描きたいということですね、そういうことを宣明する。言葉にして明らかにする。そういう機能を持っているので、そうすると議会基本条例の多くの場合は、議会や議員の在り方について、こういうものですよという枠組みだけじゃなく、目指す姿が書かれていて、目指す姿に近づくための改革の取組の在り方も盛り込まれていて、だから基本条例というよりも、基本だけではなく、こういう改革の取組をしていきますよと、皆さんの信頼に応えるためにこういう改革の取組をしていきますよということが、プラスされた条例になっていることが多い。

次の項目は、先ほども申し上げたことなんですけど、議会の在り方や議員の在り方を問う状況というのが、全国の中で広がっていて、それは現象としては投票率の低下や偏差、多様性のなさですね。それから成り手不足という言い方で問題視をされてきていてですね、結局それは、議会基本条例の制定の動向から地方自治法の改正にまでつながっているという、そういう状況にあるということです。じゃあ、一体どういう存在として描いたらいいんでしょうという話を、ちょっとだけしておきたいと思います。私自身は、それは政策議会という言い方をしています。議会とは何者かというときに、皆さんにとって、議会はどういう意味で必要なんですかというときにですね、それはやっぱりもうちょっと上の部分から、自治体とは何をやる組織かというところから説明したほうがいい。自治体とは何をやる、どういう組織か、私は非常にシンプルなので、そこに住んでいる市民が必要不可欠とする政策や制度を整える、そういうための機構だというふうに説明しています。能登の震災からもう10か月になっているのに、まだインフラが戻っていないどころか、新たな災害で大きな被害が出ている。そのことについて、心から

お見舞いを申し上げる気持ちを皆さんと共有して、その上でお話をしたいと思いますけれども、かつては——、今「おむすび」という朝ドラ、ちょうど阪神淡路大震災のときをやっていたけど、あの辺りまで、電気・ガス・水道というのは都市装置と言われていた。何でかという、人口がたくさん集まって暮らすには、必ずそういうシステムが要るからですね。人口が集まって暮らす前のことを考えると、例えば桃太郎の時代は、おじいさんは山へ芝刈りに、おばあさんは川へ洗濯に行き、それで水もエネルギーも自給自足できていれば、それでよかったんですけども、人の暮らし方、生き方や住まい方が変わってくると、集まって暮らすようになると、都市ができて集まって暮らすと、必ずきれいな水が必要になるわけですね。そうすると、その土地の持っている涵養力を超えた分はどこかから持ってこなきゃいけない。どこかから何かの仕組みを使って持ってこなきゃいけない。だから、電気・ガス・水道というのは都市装置と言われてたわけですね。かつては都市装置だったんですけど、それはやっぱりシステムとして優れていますから、どんどん社会の中全体に広がって行って、阪神淡路大震災の頃からライフラインと言われるようになりました。それが欠けるということが、想像されていなかった。想像が働く前にライフラインになったという言い方が正しいでしょうかね。なくなってみて初めて、こういうことがあるんだと、そういうことになったわけですね。私たちの暮らしは、様々な政策や制度の上に成り立っている。例えば、今、防災のことを考えるときに、やっぱりWi-Fiや通信ネットワークをどうやって確保するかが、すごく大事な問題です。私、電化製品に詳しい人でしたから、すごい昔のパソコン通信の時代、電電公社とデータ用の回線を契約して、カプラーというでっかい機材で、黒電話のこういうのをガチッとほめて、ファクスみたいなので通信をするという時代を知っていたりですね、携帯電話も車に載せる20万円ぐらいのとかを覚えていたりする世代ですけども、でも今あれば必要ありませんよね。今、あんなのはネットを使う人しか使わないんだから、Wi-Fiなんか要らないよねと、恐らくほぼ言えない。すいません、私たちの暮らしが、徐々に工業化していく中で、私たちが必要不可欠とする政策や制度というのは、広く深くなっているわけですね。病院もそうですし、都市インフラに限らず、いろんな社会の中の仕組みというのが高度化していくわけですね。でも、その中で、当然、市民が必要不可欠とする、実は国もそうですね、その土地、そのエリアを構成する人々が必要不可欠とする政策や制度を、それは国というサイズ、都道府県というサイズ、基礎自治体というサイズ、それぞれに、やっぱりその地域が必要不可欠とする政策や制度は異なるので、その政策や制度をよりよく整えるというのが自治体の仕事になるわけですね。それをですね、社会の中には様々な公共政策があるのですが、その中で、私、国も自治体も政府と呼んでいますから、政府政策、自治体の政策というのがあって、これをいい状態にキープし、必要不可欠なものに対応する。必要不可欠なものに対応するというのは、当然、少なくすればいいというものではなくて、社会の中にある様々な課題は、大体、社会の構造から生まれてきますから、そうすると、構造はほっとくと治らないので、構造ですから、ひどくなり過ぎる前に何とか手を打たなきゃいけない。いい例が少子化です。そうすると、必要不可欠というのは、ただ減らせばいいわけではなくて、必要不可欠以上のものをやると無駄遣いですね。税金の無駄遣いです。でも、必要ならやらなければいけない、増税をしてでも。そういうものが政府政策、国や自治体の政策。この国や自治体の政策がいい状態であることが、市民から見たときに、ありがたいことなわけですね。この政策が必要不可欠なものであるために誰が頑張っているか。市民の存在も大事なんですけど、今日の文脈でいうと、議会と行政に焦点を当てて見たいと思います。

議会と行政がですね、直接的には議会と行政が市民から預かった違う権限を使って、この自治体政策をコントロールしているわけですね。議会が意思決定する。行政が執行する。私、決める人、あなた、する人という役割分担なんです。それぞれに違う権限ですので、違う選挙によって、その権限を信託されているわけですね。これを議会と行政の直接行う直接のコント

ロールというふうと呼んでおきます。直接制御。直接にこの緑の部分コントロール、制御しているわけですね。でも、それだけじゃなくて、行政は議案を上程するという言い方で、議案を上程して、議会に意思決定してもらうことによって、この緑の部分コントロールする。つまり間接的にコントロールしているわけですね。議会の機能にアクセスすることによって、間接的にコントロールしている。それから、議会も行政の執行の在り方に対して間接的に、その執行の在り方はどうですかと監査したり、チェックしたり、提案したりすることによって、この緑の部分コントロールしている。これを間接制御と呼んでいます。一般質問なんか、これですね。一般質問というのは、議員が議会の一部として、行政の執行の在り方に対して監査したり提案したりする。そういう仕組みなわけですね。だから本会議でわざわざ時間をつくってやる。一般質問を議員固有の権利だとおっしゃる方がいるんですけど、ただ地方自治法で決まっているわけじゃなくて、規則で決まっているわけですね。規則で決まっているんですけど、何でわざわざ本会議で、議員のためにやるのかと。規則でやるということは、別に皆さんで議論して、その規則を改正して、うちの議会は一般質問をやりませんとやっても、別に違法な議会ではないわけです。議会で議員が発言するというのは議員の権利ですけど、その発言をどういう仕組みで担保するかということについては、自分たちの定めの中にあるわけですね。じゃあ一般質問は要らないかという、一般質問はなぜ重要なのかといえ、議会が持っている行政の執行の在り方をチェックするという機能を、議員という人が、議員が議会の一部としてその機能を果たしますという、そういう仕組みなわけですね。すみません、一般質問に行っちゃいましたが、何が言いたかったかという、議会と行政で、うちのまちの政策や制度をコントロールしていますよねと。これをいい状態にキープするというのが、市民から預かっているタスクですよということですね。そういう議会の在り方を、私、政策議会というふうに呼んでいます。自治体の政策や制度をよく整備する。これがよく整備されているという状態。いい状態か、いい状態とはどういうことかという、必要不可欠なものにちゃんと対応していて、必要不可欠以上はやらないけど、必要不可欠ならやるという状態になっていて、なお、一つ一つの政策効果が高い、例えば事業の効果が高いとか、そういう状態が期待されるわけですね。何でか。地域の課題は無限ですが資源は有限だからです。無限の課題に限りある資源で対応しなきゃいけないから、だから必要不可欠以上のことはやらない。無限の課題に限りある資源でやらなきゃいけないから、一つ一つの事業の効果が高いことが期待される。そのために、議会がこれをコントロールしているはずなんですけど、そういう実感はあんまりないと思います。何でか。市議会議長会の調査によれば、議会が議論していることの91%は首長提出の議案で、そのうちの99.6%を原案可決している。そうすると、市民から見たときに、この緑の部分をよくすることが公益なのに、市民にとっての益なのに、そこに貢献したのは行政だけなんじゃない。議会は何やっているのと言われちゃうからです。だから、いや、議会がいるから、議会が信頼を得るとか、負託に応えるとか、いろいろ言われているんですけども、それは具体的にはどういうことかという、うちのまちの政策や制度、自治体でやっているいろんな事業や政策や制度をですね、見える場で議論して、何で見える場かという、見える場で議論していないと、結局、その決定に対して必ずしも納得が得られるとは限らないわけですね。このような世の中でなくてもですね、やっぱり必要不可欠なことしかできないので、多くの人は満足できないわけですね。本当はもっといっぱいやってほしいのに、これぐらいまでしかできないか、しょうがないなと思うわけです。でも、なんでしょうがないなと思うか。あるいは、自分はずっとですね、右肩上がりのときだったら、今年は予算つかなかったけど、来年はきっと予算が取れるからもうちょっと我慢してねと言えたかもしれませんが、今はもう資源が減少する時代ですから、そうすると、今年できたことも来年できなくなる。そういうときに人はなぜ納得できるか。なぜ自分の資源が減ることに納得できるか。それは自分が思っていることを、ほかの人が誰か代わりに言ってくれて、自分の思いも含めて議論してくれているかどうか。議

論されているという内容に対する信頼。それがちゃんとした手続で、いきなり突然、強行突破されたりとかしないか。手続に対する信頼。そういうことで信頼はあるものですがけれども、全ての人が満足できる政策はあり得ないので、納得してもらわなきゃいけない。政策というのは利害の配分です。配分された人が得をして、配分されない人が損をします。損をするけど、なぜそれに納得できるかと言えば、それは今申し上げたように、ちゃんと自分の言っていることも議論してくれたかなというところがあるかどうかです。そうすると、見えるまで我がまの政策や制度、この部分を見るまでの議論と決断によってよいものにする。先ほど、この緑の部分コントロールしているのは、行政の直接執行と行政の間接的な制御ですよ。そうすると議会は要らないよねと言われちゃいますよねという話をしたときにですね、いや、そこだけ切り取るとそうですけど、裏ではやっているんだよとおっしゃられることがあります。そうだと思います。いろいろ努力していると思います。ただ、そこが見えないのが問題。何で見えないのかというと、歴史的な経緯があって、やっぱり行政さんはずね、行政さんも間違っているというのが苦手なんですね。だから行政は正解を持っていると言われたい。行政は正解を持っているとなるとですね、議案として出してくるのは、行政さんの的には正解であってほしいわけですね。行政が正解としての議案を出してきているのに、何かいろいろ議論されて直されちゃったりしたら、間違っていたから直されちゃったということなる。だから、そうはしたくない、してほしくない。でも実際には、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいというところがいっぱいある。政策とはやっぱり間違え得るものなんです。そうするとですね、考えてみてください、政策には正解がないんですけど、行政さんは正しくなくてはいけなから、議案を出してきました。いろいろみんなで議論して変えました。間違っていたから直されちゃいましたということになったら、誰かのメンツが潰れたり、誰かの責任問題になったりする。でも、いろいろが問題あるから、苦勞して見えないところ。本当は政策には正解がない、本当はそうなんです。だって、政策とは、今ある課題に対して将来こうなってほしいなという、未来をコントロールするためのものですから、今こういう状態だけど、5年後にはこうなってほしいなというものですから、当然、思ったとおりに進むわけがないわけですね。だから、何とかそこにたどり着けるように工夫したり調整したりしながら、そこに行かなきゃいけない。そうすると、その手前のところで、いや、こういうふうに出てきたけど、ちょっとここから見たら、こうなんじゃないということとはよくあるはずなわけですね。政策は可謬性、間違え得るわけですね。政策は間違え得るんだという前提だったら、議案が出てきました、皆さんでいろいろ議論して変えましたということが、皆さんの議論によって、よりよい政策になりましたねとなるはずなんですね。そしたら議会は、我々の議論によって、我々にとって大事な政策や制度がよりよくなりましたよと、どや顔で市民におっしゃればいいわけですね。議会の成果をそういう形で、どんどん出していったらいいのになというふうに、もったいないと思います。

スライドに戻しまして、よく議会基本条例に、市民の信頼を得るとか、信託・負託に応えると書いてあるんですけど、それは具体的にはどういうことかということ、我がまの政策や制度、緑の部分ですね、それを広場、見える場での議論と決断によってよい状態にすることと、その実績を積み重ねて、我がまの政策や制度は、議会がいるから行政だけのときよりよい状態なんだよねという市民の評価を得ることだというふうに思います。それがですね、私なりに政策議会というふうに言っていますし、もうちょっと過去のいろんな研究者の知見をご紹介します、松下圭一さんという1960年代から自治分権とおっしゃられていた、行政、政治学の方ですね、いろんな影響を持った先生なんですけど、その方は議会の5課題を、1つ目は政治争点の集約・公開、うちのまにどんな課題があるかということを開示する。もう1つは、政治情報に関わる情報を整理したり公開したりして共有する。それから政治家の選別や訓練の場だと。いろんな政治家の人が議論しているところを見て、これが自分の信頼に足る人だなとか、自分はこの人の言っていることがいいなとか、そういう場だと。それから長や行政機構の監視。最後

に、政策を提起して決定して評価するという、こういう役目を果たしていますが、そういう役目というのはなぜ必要なのかというと、今、私たちの政策や制度というのは、さっきも言いましたが、縮小していく資源の中で、何が我がまちに必要不可欠なのか。でも資源が縮小していても、課題がなくなるとは限らないわけですね。人口減少しても地域課題は減らないわけです。むしろ増える。社会構造の様々な変化、少子高齢化もそうですが、様々な変化、デジタル化もそうです。でも様々な変化に対して、どういう政策や制度で人々の暮らしを支えるんですかということは問われている中で、それに対して我々がこういうふうに頑張りますよということ、言葉にすることというのが必要なのではないかなと思います。自治体をめぐる状況はすごく困難なものがある、なんですけど、この10年、20年ぐらいのですね、地方分権の制度が通ってもですね、制度は通ったのに、資源が縮小していく中で、地域課題はますます難しくなっているところがあります。その意味では、人口が減少すれば議員は要らないというのが真かということ、真とは限らないところがあります。

これはすいません、我田引水といいますか、私がいろいろデータを頂きまして、議会事務局からデータを頂きまして見たものなんですけど、飯塚市の支所の配置職員数の推移と各地域居住議員との割合の推移を出しています。議員数も減少しているんですけど、例えば颯田地区さんですね、2006年、合併直後のときには颯田町にいる議員の方は14人いました。2007年には2人になって、2023年には御存じのように0人になっているわけですね。この地域の中に14人いた存在が0人になっている。それも大きいんですけど、もう1個見ていただきたいのは、支所の職員数。これは支所機能を果たしている職員。2006年に合併して、合併したときに本庁に来た人はそのまま。また、本庁業務を支所でやっていた人の数は入っていない数字のはずです。そのとき45人だったのに、今は11人なんです。比率でいうと24%になっている。だから、議会だけじゃなく行政も遠ざかっている、この地域は。ほかの地域もですね、旧庄内町も支所の職員の方は48人いたのが、今は13人になって、27%。それから、穂波町も支所の職員80人いたところが、こちらは19人になって24%。旧筑穂町は29%、48人いたのが14人になって20%台になっているんですけど、飯塚市にいる、旧飯塚市の、支所職員数ではないんですけど、働いている職員数でいうと、1回減るわけですね。これは全国的にそうなんですけど、全国的には2006年をピークにしてそこから2割ぐらい減ってきて、やっぱりさすがに減らし過ぎて、2010年代の後半から戻ってきているんですけど、同じようにこちら配置職員数で見ると、2015年に90%、642人いた人が579人になっているんですけども、2023年になると658人、102%になっているということで、旧飯塚市で見ると、議員さんの数もおおむね7割いっちゃって、それから職員の数はむしろ増えている、センターになったから。でも、そうではない地域にとっては、議員の数も減っているし、職員の数も20%台になっている。これは、自治体が遠ざかっている、自治体という政策・政治主体が遠ざかっている。政治的な無関心や投票率の低下が言われていますが、ある意味、政治が遠ざかったからこその無関心というのはある。今の政治のですね、かつてはやっぱり都会だから人がたくさん居過ぎてですね、つまり大衆社会現象として投票率が減っているという言い方はあるんですけど、今はむしろ、人口減少地域のそうした自治体との関係性の遠ざかり方というのが問題です。

ちょっとサイズが違うのであれなんですけど、私、浜松市議会で議員定数のほうの委員会ですね、議員定数の本当に皆さんのものをさせていただいて、本当に何て言うか、受ける仕事としては、ちょっとつらい気持ちがあるんです。私自身は、やっぱり議会の在り方や議員の在り方がもっと理解されてほしいなど、政策議会としての活動をもっといっぱい頑張りたいなという気持ちでいるんですけど、世の中はやっぱり、分かんないし、分かんないから要らないという、保険みたいなものですよ。乱暴な首長さんが出てきて、初めてやばいとなる。乱暴な首長さん出てきますから、鹿児島でもあったし、広島でもいたし。乱暴な首長さんが出てき

たときに、やっぱり議会は大事となることがあるんですけど、そのときにやっぱりお力がなかったら、なかなか大変。広島のア芸高田も大変でした。本当、安芸高田の議員さん、何て言うんですかね、安芸高田議会さんがやっていたこと、割とちゃんとやっているんですけど、とにかく市民を味方につけられない。でも、さすがにやり過ぎて、市民の方もだんだん離れていったので、なので、でもごめんなさい——。ごめんなさい。戻します。戻しますが、浜松市議会で、何を言いたかったかという、12市町村で合併して、今3区になっちゃったんです。最初は7区だったんですけど3区にして、3区になったら7市町村であった天竜区のところから、今、何十人かおられるところで、もう3人しか出てこられない。そうすると、定数の話をすると、天竜区をどうするのという話。その議論がどうなるのかというのは、委員会の最中なので、いろいろつまびらかに申し上げることはしませんけれども、ただ議会さんのほうでは、やっぱりそういう状況に当たっては、天竜区に対する特別委員会などをつくることも考えているというふうにお話しされた議員の方がおられました。その地域の声を代表する人があまりにも少ない状態だと、議会として問題があるので、そういう特別委員会のようなものを置いてちゃんと聞かなければいけない。

私、4月の最後のほうにお伺いして、報告書にも書きましたが、颯田地区の方ともお話ししましたが、減らすにしても地区の声や地区のことを見てくれる議員の人は欲しい。それは担保されるのかという趣旨のご発言があって、とても印象に残りました。この状態ですから、行政も遠ざかっている、市の中でどういう意思決定が進んでいるのか、颯田地区に関わる意思決定について、なかなか伝わってこない。そのことで、本当はもっと従前に分かっていたら、やり取りできたかもしれないようなトラブルやですね、問題な状況が起こって、それはやっぱり、こちらもそうですし、こちらもそうですよね。どちらも大きく減らしている中で、この地域に対して議会としてどういう向き合い方をしていくか。かつては、当然に、ある地域には住所地に議員の人がいて、その議員の人が声を拾い上げていくという役目をして、でもそれは、もうおおむね機能していないところが随分出てきている。このまま進んでいけばそうなるでしょう。1票の格差の問題もあります。そうしたときに、議会として、この地域の議会ではなく、この颯田地域の人々の声を拾い上げる存在として、どのようにそれに対応するのかということ、定数をお減らしになる決断をしたのでしたら、なおさらですね、責任持っていかなければ、撤退していったんだなと思われても仕方がないという状況にあるのではないのでしょうか。

さて、ご質問の、すいません、ざっくり言うんですけど、議会基本条例を策定するとデメリットあるかというようなことも、何か疑問があるということですけど、申し上げておきたいと思いますが、ありません。逆にですね、どんなメリットがあると皆さん思っておられたのか、そこを聞いてみたい。だって、自分たちの在り方をご自分たちの言葉でまとめて出す。全国の同じレベルの7割の議会がしている。それを決めるだけの話ですから。議会として、議員の一員として、自らのありようやその実現のための努力を書くことで、何がマイナスになるか。それはないですよ。ただ、1千がつくっていますから、つくろうと思えば、コピーで5分でできるんです。でも、それでいいものができるかという、それは別です。つくるならいいものをつくったほうがいいですよ。どこかにあるやつを、さっきも言いましたが、1千あるので、割と似てそうだなみたいところで、具体的に何かやると、さっき申し上げましたが、基本的な枠組み、例えば市民に開かれた議会を目指すとかですね、市民の信頼を目指すとか、ここはそんなに変わるわけではないですから、出来上りのもので見ると。あとここですね、この部分は、5分で作ろうと思えば骨抜きなものをやっちゃえばいいわけですよ。そういうものもあります。そういうものもあるんですけど、ただ、これから皆さんが、こういう市民の方に飯塚市議会って、我々ってこういう者なんですっていうことを伝えていく、そういう言葉なんだと思って、そこは皆さんで、特に飯塚市が持っているその状況、今日は私の報告書から——、でも、やっぱりそれぞれの地域に、それぞれの課題がありますし、合併した新飯塚市域の議会として在り

方や目指すところを議論して、それを形にしておくということに対しては、それはやっぱり皆さんで議論されたほうがいいです。ほかの人が言っているからこうしましたというよりも、自分たちの言葉で伝えられるものにしたほうが、それはやっぱりいいので、それは丁寧に時間を取って議論されることをお勧めしますし、そういうプロセスを経た議会基本条例もたくさんありますので、そういう合意形成や市民との意見交換みたいな、せっかく議会の在り方を議論するので、こうした地域の方に参加してもらって、参加してもらうことで、いろいろ言ってもらって。例えばそこには、厳しいご意見があるかもしれませんが、さっきも言いましたが、好きの反対は嫌いじゃないですから。むしろ、そういう人が、そういう気持ちでこれから頑張ろうと思うんだったら応援してやるぐらいな感じのですね、ステークホルダーになってくれるような方を混ぜていくといいんじゃないかなと思いますし、そういう意味ではですね、私、議会改革をしようというところの方が取られるにはですね、私はアンケートよりヒアリングや、それからモニター制度をお勧めします。アンケートは皆さんも取られて、取られたことはあれだったと思うんですけど、やっぱり読めない。その人がアンケートで答える議会像や議員像が、本当に飯塚市議会のものなのか、ニュースや報道で見ている、あんな議会やこんな議会のものなのか、分からないわけですね。その意味では、アンケートよりも、むしろそういう問題提起をしてくれる人も含めたモニターをお願いして、モニターとの意見を重ねながら、議会の姿も見てもらって、皆さんの努力も見てもらって、そういうふうにおつくりになられたらいいんじゃないかと思えます。

それから、議会基本条例をつくっても大して変わらないじゃないかと言う方もおられます。変わらない議会もありますが、あとですね、議会基本条例をつくる時に、議会基本条例を策定して議会改革に取り組もうという条例先行型と、議会改革に取り組みながら一定の成果が出たところで、議会基本条例を必要とする経験先行型があります。どちらでもいいのですが、ただ、いろいろやってからやりましょうという、そのまま改革も条例設置も進まないことがあります。大体、改革を進めるとしたら、議会改革計画が必要となりますけども、どうせつくるならですね、さっきも言いましたが、全国7割の市議会、同規模の自治体では7割、同規模じゃなくても全国的に6割近い自治体がつくっている条例をつくるということで、後発の利益を生かしながらかしていくということは、そんなに難しくはないとか、そんなにおかしなことでもないとか、早めにやったほうがいいんじゃないでしょうかねということでもあります。いろんな委員会の公開などを見ておられると、そうすると、その部分というのはすごく生かせるものがあると思えますし、そうしたことを、ある意味、検証する意味でもですね、議会改革の計画と議会基本条例の策定、それをですね、その中で、今の飯塚市の中で議会がこういう役目を果たしていくんですよということを、市民に伝えるということは、それこそ定数を減ずるということを決めたのであれば、当然不安に思われる方はおられますから、その方にも伝えられることになるのではないかと思えます。

私は本当に5つ、地域やいろんな方とお話をさせていただきまして、お金がないからしょうがないんだよねという以外の減らしてもいいよねという声を、ほぼ聞きませんでした。1か所だけですね、「うちの地域はまだ大丈夫だから、ほかは知ったこっちゃない」とおっしゃった方がいて、ちょっとびっくりしましたが。でも、デモクラシーを機能させるための負担として、議会や議員という存在を必要としているのは、むしろ、それが困難の多い地域の方や困難の多い人のほうがですね、やっぱりその声を必要とするわけですね。社会におけるあらゆる改革は少数者の問題提起から進みます。だから、最初の声は小さいんです。課題とは最初はやっぱり当事者と当事者をほっとけない人で見つけるわけですからね。今ある制度では生きづらい、今ある制度ではつまづいてしまうという、そういうところに直面した人と、その人をほっとけない人、それが拡大して行って、多くの人認知されたときに社会課題になっていくわけですけど、その声を拾い上げるというのは、すごく重要な機能です。

全国的に見ると、平成の大合併の前は300人に1人議員がいました。今は、600人に1人です。平成の大合併で大きく、特に町村議員さんが減って、300人に1人いた存在が、600人に1人になって、それは当然、政治も遠ざかります。そうすると、何か地域の課題や政策的な課題に直面しても、それが議員や議会という存在を経て対応されるという問題ではない。問題だと想像できない。そもそも、もう近くにいないからという、そういう現象が起これば、それはむしろ政治不信や政治というものと市民の間を遠ざけることでもあります。その全国的に起こっている政治との距離、自治体との距離というのをどういうふうに埋めるかというときに、議会という存在、議員という存在が本当に重要だということは、私、確信しておりますし、それをです、自ら、今の社会の中で、うちはどういう存在なんです、我々はこういう存在なんです、だから皆さんの声を聞かせてください。だから皆さんの声をちゃんと聞きますねと、そういう約束ができるのであれば、議会基本条例はそうやってお書きになればいい。全国の7割ができています。そういう意味では、冒頭に戻りますが、なぜつくるかではなく、なぜつくらないかが問われる段階になってきているということを改めて申し上げておきたいと思えます。

ご清聴ありがとうございます。私から最初にお話させていただくことは以上です。ありがとうございます。

○委員長

どうも先生ありがとうございます。ちょうど1時間、びっちり聞かさせていただきました、ありがとうございます。

この後、質疑を行います、ここで10分間だけ休憩いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 15:00

再 開 15:10

委員会を再開いたします。

先生どうもありがとうございます。参考人、土山先生に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手願います。

○藤間委員

お話ありがとうございます。藤間と申します。議会基本条例を入れていらっしゃる自治体が様々ある中で、先生としては、ぜひこの取組とか条例とか、見られるとお勧めみたいなどころがあったら、この後、勉強させていただくので、教えていただければ幸いです。

○土山参考人

そうですね、いっぱいありますので、むしろどう生かしていきたいかかなと思うのですが、愛知県の知立市議会さん、「知る」に「立つ」と書きますが、知立市議会さんは割と条例先行型の、完全に先行していたわけじゃないんですけど、会議のオンライン化をちょっと先にやって、その後に議会基本条例をつくられて、議会基本条例を研修しながら改革を進めていかれたみたいですね。早めに議会基本条例をつかって、そこに書いてあることを、何回か改選がありましたので、議員の方も結構代わっているんですけど、丁寧に検証しながら、積み重ねていっているという意味では、モデルの一つになるんじゃないかなと思います。

改革の取組をぎっちり書かれているというところでは、すいません、私の知っているところばかりで、よく関わっているところがやっぱりよく知っている、あれなんですけど、北海道別海町議会さん、「別れる」に「海」と書きますが、別海町議会さんはですね、議会改革計画を、今3期目なんですけど、議会改革計画をつかって、当初は議会基本条例はやめておこうかといっていたんですけど、改革を進めていく中で、やっぱり要るよねということで作られたタイプのところで、一般質問検討会議といまして、これからやる一般質問をベースに意見交換するという、そういうのを、私いろいろところでやっているんですけど、京都府の舞鶴市議会さんとか北海道の別海町議会さんとかでやっているんですけど、それを通じていろんな取組

を進められて、そのご自分の取組をですね、そういう条例の形にして、いつもされているところですが、でも、多分、規模のところはちょっと違いますけど、知立市議会さんのプロセスは割と参考になるのではないかなというふうに思います。

やっぱり、つくられるときに、原案をつくって、会派で揉んでというタイプの議会さんが結構あるのですが、ちょっともったいないというか、それぞれどういう議会であるべきかとか、どういう議員であるべきかというのは、大体、皆さん一家言お持ちなので、むしろそこを議論したほうがですね、人の言葉で、借り物でつくるよりは、ご自分たちが思っているもので、納得のいくものをつくられたほうが、それはやっぱり、いろんな意味で長持ちする。長持ちするというのは、どういう理念でこういう言葉をつくったんですかということがですね、ちゃんと伝えて生き続けることができるという、そういうものになるのではないかなと思います。もう15年、20年、早いところで十何年、15年、20年近くなっていますので、やっば置き換わっている議会さんがいろいろありますけれども、なぜそういうものをつくったか、この条文にはこういう意味があるんだということを継承することが困難になっている。困難というか、あまり簡単じゃないんだなというところはあります。その意味では、つくられるときに、やっぱりほかのところをまねする、参考にするのはいいんですけど、それをまねするというレベルにまでしちゃうと、何でこの条文がこうなっているのかとか、そういうことがですね、なかなかこうストンと落ちないものになってしまうことがあるので、その部分では、皆さんで議論する部分が多いほうがいいかなと思います。

大阪の茨木市議会さんでつくられたときは、議員の皆さんで、前文の部分を、少なくとも前文の部分は皆さんでつくろうということになって、4回ぐらい意見交換会を、ワークショップ形式のですね、それもやりっ放しワークショップじゃなくて、ちゃんとファシリテーターさんを入れて、そこで揉んで、どういう議会であるべきだと書くのが、議員の皆さんに、また過去の、あるいは未来の議員にとってですね、どういう文書であるべきかということをやちゃんと議論して、みんなの議論で作りましょうというところで、細かな条文の内容みたいところは、文書を起案する人がそれぞれ分担してやるけれども、前文の部分はみんなでそうやって作りましょうと。何でこの条例をこういうふうにするのかというところについての骨格の部分はみんなで作りましょうと、そういうやり方もしておられました。そうしたプロセスは非常に重要だというふうに思います。

やっぱり議会基本条例をつくるときに、議員の方は、今日、2つ資料を、自治日報というのに書いた、2つお渡ししたんですけど、議員の二面性について考えると書いていた部分があって、議員の方は政治家としての顔とですね、議会の一員としての顔があるわけですよ。その意味では、どちらも不可分なんですけれども、これまでは、ある意味、議会の一員としての部分というのは、そんなに仕組みとしても、すごく発揮されてこなかったみたいなどころがあります。議会基本条例は、その意味では、議会としてというところで、政治家であって議会の一員である皆さんが、それについてどう思っているのかということは、必ずしも共有されていないので、そこは何かの形で共有するプロセスをつくったほうがいいと思います。先ほど大阪の茨木市議会のお話をしましたが、兵庫県の川西市議会というところでも、そういうその議会の在り方とか議員の在り方というのを、見える場で、改めて言葉にして、議論して、それによっでですね、議会基本条例を自分たちの条例というふうになんと内面のものを出していきましよう。そうじゃないと、それこそ市民から見たときにですね、何でこんなふうになっているのと言われたときにですね、答えられないのでという言い方となるところもあるので、そういうつくり方をしました。そのお手伝いもいたしました。また、議員の方が改選して代わられたときに、議会基本条例で研修をとということがたまにあるんですが、そのときも、むしろ議会基本条例を読んで、自分の議員としての、議会としての在り方というのを改めて議論する。後援者と後援者を代表する政治家としてのご自分、その人たちが入っている議会としての、この議

会としての在り方というところを議論してみることは、実はあまりされていないことなので、そこはやっぱり丁寧にしたほうが良いと思います。そんなところですかね。

○委員長

ほかにありませんか。

○金子委員

今日は本当にありがとうございました。最後のページで、議会基本条例を制定するデメリットはあるかという問いに、「ない」という答えですけれども、実際に70%はつくっていて、30%はつくっていないということですが、つくっていない理由は、先生としてはどのようにお考えでしょうか。

○土山参考人

何とも言えないですよ。この場ですので、あえて申し上げればですね、つくれるところはおそらくつくったのかなという感じもします。議会基本条例をつくっても、理念しか書いていないから、俺たちは実際に議会改革を進めていくんだという、そういうお声はいろいろありました。例えばですね、大津市議会さんというのは、先駆議会として有名ですけれども、議会基本条例の策定は遅れているんですね。随分遅れたんです。先駆なものですから、いろんなところから視察に来て、視察に来るたびに、何で議会基本条例がないんですかと言われて、対応する人がすごく困った。いずれつくるんですけど、ごめんなさい、自治体名——、うわさによるとですね、議会基本条例をつくると、いろんなことをしなきゃいけないから、あんなことやこんなことをしなきゃいけないんですけど、こんなことをするのは嫌だという方が、結構なポジションのところであらっちゃって、これはしたくないから議会基本条例は要らないという、そういう方がいらっちゃったといううわさは聞きました。ただ、その後ですね、やっぱりつくられました。それはやっぱり、ある意味、標準装備になってきているので、それこそ先駆議会といわれている中で、どうしてつくらないのと言われていたりするところやですね、そうしたあんなことやこんなことみたいなことも、これもやっぱり必要だよという、そういう認識なんだと思います。

それから、それが本当に議会改革の役に立つのと言って、つくっていなかったところという、鷹栖町議会さんは実はつくってないんですよ。鷹栖町議会さんというのは、最近、大変有名になられたんですが、その代わり何でもやろうと。3期連続無投票になってしまって、でもやっぱり議会基本条例をつくらうとまとまれなかったというところがあって、すいません、そういうふうに言っている人もいましたということもあって、私、具体的な議会の名前は言っちゃいけないのかもしれないんですけど、そこはですね、その代わりやれることは何でもやろうということで、やったのがこれですね。これは鷹栖町議会さんの新聞折り込みチラシです。鷹栖町議会さんはこういう新聞折り込みチラシですね、こういう新聞折り込みチラシが年に4回お手元に来たら、議会が何をやっているか、議員が何をやっているか分かると思うんです。私、これの好きなのはですね、議会が市民とつながれるコンテンツは、争点と議員だと思っていて、どんな議員が、いい意味でも、そうじゃない意味でも、どんな議員が我がまちにいるかということと、どんな議論、どんな地域課題が我がまちにあるかということとを共有すること、それがやっぱり本来のつながり方だと思っていて、これはどちらも、これはですね、やっぱりみんなお金がなかなかないので、当選したときに、カメラマンさんに格好いい写真を何パターンか撮ってもらいます。議場でこうやっている写真とか、撮影会をするんですよ。それを使って、自分も広報するし、こういう広報にも使えますよということで、これは町民の方には怒った人もいた。何ふざけているんだと怒った人もいたけど、蓋を開けてみたら、3倍傍聴の人が来た。そういうので、3期連続無投票だったのが、2023年に久しぶりの選挙があった。そういうところですね。なので、議会基本条例はつくらないけれども、その代わりできることは何でもやろうという、そういう合意をしたということが、こういうものになったり、

それから、その後、鷹栖町さんがすごいのは、これ通信簿と書いているんですけど、傍聴の方からもっと分かりやすい資料が欲しいと言われて、A4で、やっぱり町議会さんには、平均的に議会事務局の職員さんが2人ぐらいしかいないんです。それでですね、この資料だとA4でペラ1枚ですね。1番左側にあるのは、1回つくればこれでいいという議員のプロフィール、真ん中にあるのは、今回の一般質問の自分の要点。これは議員の人が自分でつくるので、事務局はコピーするだけ。1番右側にあるのが通信簿。これは来た人が、テーマの設定とか聞き取りやすさとか説得力とか追求力とか共感度を5段階で評価して出す。出されたものを、みんなで共有する。出されたものを見ながら、それで一般質問の結果を共有して、こういうコメントがあったとか、こういう評価だったというのをみんなで話し合っ、レーダーチャートで議会報にも出す。そうすると、最近、この白いコメント欄に書かれる内容がすごく充実してきたんです。議会傍聴に来て、面白いねと思ってくる人が来て、この白いところにコメント欄があるんですけど、その一言欄に書かれることが充実してきましたというお話があったので、私とちょっと申し上げたのは、そうだったら、この一言欄に書かれたことを議員の一般質問に対するパブリックコメントだと受け止めて、そのパブリックコメントに対して応答する形にして、それも議会だよりに掲載したら、うちのまちの課題をめぐる市民と議員の間の、そういうコミュニケーションになりますよねと。これをやっていたときにですね、この事例を説明していたときに、鷹栖町さんの方が説明したときにご質問があって、そういうことをすると、ご自分の後援会に動員をかけて連れてくる人がいませんかと。そういうときに、その人たちがいっぱいポジティブな評価をしたらどうしますかという話をされました。そこでは、この評価が正しい評価なんだという前提には立っていません。来た人がこう感じましたという評価なので、それは本当にそのとおりなんですよね。その人にとってどうだったかということを受け止めています。他方、たくさんご自分の後援者を議会に連れてきてくれたら、議会としてそれはありなので、そうやってたくさん連れてきてくれるのも実力のうちだと思っていますというお話をした。逆に、いっぱい連れてきてネガティブなことを書いたらどうするんだろうという話が出たときには、ちょっとその性悪説ではつくっていないので、そういうことになったらあるかもしれないけどというコメントはありましたけれども。こういうですね、評価もされたりして、議会基本条例がない自治体でもということですけど。

そうするとですね、もう一つですね、鷹栖町さんの例を見ているいろいろご紹介している中で、ここまではできませんよと、それはここまではできないだろうなと思うんですけど、ここまではできなくても、来た人が自分は頑張れと思ったか、なるほどと、共感するなと思ったか、そういうのを例えば来た人にですね、傍聴に来た人に丸シールをお渡しして、帰り際に、こういう議員の方のポスターを貼ったところで、何か共感した人には、共感のシールを貼ったり、頑張れと、どういう意味で頑張れかは置いて、頑張れと思う人にはそういうシールを貼っていったり、せっかく傍聴に来てくれた人とのコミュニケーションをするという、そのことによってですね、ここに来てよかったなあと思ってもらおうというのを高めてはどうかという、そういうふうに思っています。

最近、鷹栖町さんは、この取組が割と評価されて、予算がついてカラーになりまして、こちらが決算委員会。でも議会が、ここまではできないよとおっしゃる議会がありますが、別にこれをこのまましなきゃいけないわけではなくて、議会が何をやっているのか、それは皆さんの暮らしとどう関わっているのかということ、うまく広報するということですよということでご紹介しています。統合型地域スポーツクラブに30万円とか、こういうのに60万円とか、コロナワクチン対策にこういう実績とお値段とかですね、こういうことを議会がやるんですよということとちゃんと見せる。そういう取組として鷹栖町さんを紹介していますが、鷹栖町さんでは議会基本条例はまだないんです。そんなところもあります。

つくっても形だけで形骸している自治体さんは、本当に枚挙にいとまがありません。でも、

何かあったときに、これが議会や議員の在り方としての合意文書なんですよというのがあることは、とても大事です。ずっと変わらない議会の運営とか、ずっと変わらない状態だったらいいんですけど、やっぱり近年そうではないですから、いろんな社会の変動や政治の変動の中で、議会も大きく揺れることがありますから、我々の基本ラインはここですということをお言葉にしておくというのは、必要だし有益であるなと思います。それをどういうふうにしたら機能させることができるかというのは、それもやっぱり課題ではあるので、機能させようと思ったら、研修の規定を入れるとか、でも研修の規定も偉い人が来て、すいません、私、呼んでもらってあれですけど、話を拝聴してではなくて、我々にとって今この条例は、どこが共感して、どこがおかしいかと思っていて、ここはいいねかと思っているのみたいなことを意見交換する、そういうふうな見直しを入れたらいいと思いますし、あと、その改革を進めていくということをお勧めするということの意味ではですね、併せて議会改革も計画されるということがお勧めではないかなと思います。すいません、いろんな事例のご紹介に行きました。

市民との話し合いの機会もですね、何ていうんですか、やっぱりもうちょっとうまくやればいいのになと思っていて、みんな心が折れる議会報告会をやっているんですよ、私から見ると。例えば、すいません、問われてないのに語るのもおこがましいのですが、先ほどちょっとご紹介した長野県の飯田市議会さん、長野県の飯田市議会さんというところだと、3人1組で話し合うという課題共有型円卓会議という、私ちょっとおススメの議論の仕方があるんですが、そういうですね、委員会が調査している内容について、それに関わる市民の方に話をしてもらって、その人の話を聞いて、少人数で議員さん同士で話をしてもらおうという、そういうやり方をやっているところがあって――、すいません、これは別海町の先ほどの一般質問の議論する検討会議――、どうしてもですね、今の一般的な議会報告会のやり方は、レクチャー型で団交みたいな感じになっちゃうんですけど、そうじゃなくて、やっぱり意見交換をするときに、もう少し工夫すると対立形じゃなく議論できるのになということですね、やっぱりいっぱいあります。これですね、長野県の飯田市さんというところなんですけど。長野県の飯田市議会さんとか、さっきお話しした愛知県の知立市議会さんでやっている研修のときに使うやり方なんですけれども、例えば今日も、私がさっき1時間話をしましたね。私が話をしたことをネタに、参加している方で話をしてもらおう。愛知県の知立市さんの場合は、市民と議員の合同研修という言い方になります。市民と議員の合同研修で、議会の在り方みたいなことを、私が今日途中で話した政策議会みたいなことを皆さんにお話しして、私の話を聞いて、議員の人と市民の方で3人1組ぐらいになって、土山の話聞いてどうでしたかということをしちゃべってもらおう。3人1組というのが結構ポイントで、3人1組だと、いやちょっと寝ちゃって聞いてなかったんですよということも言えるサイズ。2人だと、相手がしゃべってくれないと詰んじゃうんですけど。3人だと、なるほどみたいな感じになったりするので。あと10分とかでも、それなりに話せるサイズなんです。それを、ここではシェアタイムとしているんですけども、議会の在り方、議員の在り方みたいなことを、私が、知立市さんの場合はお話をし、その間で、私がしゃべったことについてどう思うかみたいなことを、市民の方が入った市民と議会の方で話していただいて、最初は難しければ、市民の方お2人、議員の方1人で迎えるのはちょっと心が心配だなと思ったら、2人でやればいいんですけど、そういう形で3人か4人、5人になると、意見はありませんか、シーンという状況になっちゃうので、5人はやめたほうがいい。そういう議論のサイズですよ。3人かせいぜい4人まで。それで話をし、その後、質疑応答をする。そういうやり方をすると、すごく参加した実感や、ご自分の理解が深まったりするわけですね。長野県飯田市さんでやったのは、ちょっとそれを応用しながら、2020年、コロナのときだったので間を空けているんですけども、地域で見守り育む子育てという調査研究を委員会がしているんで、それに関わってその地域で、保健師さんにその地域の状況をしゃべってもらっ

て、その話をベースに議員の方と市民の方で、ちょっとたくさんいらっしやったので、ここでは4人とか5人になっているところもあるんですけど、お話をするという、そういう対話の仕方をします。そうだと、こういう形の話合いというよりも、自分たちとしては、議会としては、こういうことを皆さんにお伺いしたいんですよということから、いろんなことを吸収する話合いができるようになる。あなたも私も、こう思っているんですよという話合いをすることができます。もちろん議会報告会で、つながっている議員の方がいない人にとっては、議会に対していろんなことが言える機会ですから、今日、議会が用意したものにかかわらず、いろんなご意見をくださいとやったほうがいいんですけど、それもですね、はいと発言してもらおうとですね、どうしてもやっぱり、ずっと思いの丈をしゃべって繰り返しになったりするわけですよ。それをもう少し、より形に、いい形にしてもらうためにも、ポストイットに書いてもらうとか、こういう場面でちょっと出してもらって、そのご意見も伝えておきますからお聞かせくださいという感じで聞き取っていくとかですね、そういうやり方は、それはそれなりにたくさんあるので、やっぱり市民の方とは、本当にできるだけ議会として向き合ったほうがいいと思います。その向き合い方もいろいろあるので、議会基本条例をきっかけにですね、こういう向き合い方をやってごらんになるのもいいと思います。

本来ですね、市民と議会の仲が悪くて得をする人は、本当は誰もいないはずなんです。でも、やっぱり理解されていない。理解されていないだけじゃなくて、市民から見たときには、すごく遠くなりがちなところがあるので、それは何か埋めたほうがいい。でも、議員としては埋めづらいものもたくさんあると思います。そういう意味では、議会という場で、みんなで埋めるということがですね、十分できるというふうに思いますし、そうしてみると、ひょっとしたら、何ていうんですかね、議員と議会のウィン・ウィンの議会改革、こういう場でいろいろ話した人が、この人いいなと、自分の代表者としてこの人いいなと思ってくれる市民の人と出会える可能性を広げるのは、もっといいことだというふうに思います。

すいません、少し話が広がりましたが、そんなふうにはですね、議会基本条例と議会改革をつなげながらやっていくというのが大事なんじゃないかなと思いますということです。すいません、少し長くなりました。

○委員長

ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 38

再 開 15 : 39

○副委員長

委員会を再開いたします。

○小幡委員

私のほうからも一つ、実はですね、定数削減の議論を1回、本市議会でやったんですけども、御存じのとおりアンケート調査をやりまして、先生の先ほどのスライドのデータの中にもありましたとおり、市議会が何をやっているのか分からないが約45%、そういう結果だったんですね。これを解析しますと、やはり傍聴に来る方、本市議会はユーチューブ等でも本会議、委員会を流してはいるんですけども、なかなか興味を持たれていないので見てくれない。結果、市議会が市民に対して何を報告するかというのが曖昧になりましてね、そういう中で、市民のほうから請願が出まして、市民と議会が定期的に意見交換会を設ける場を設定してくださいという請願が出されまして、当議会運営委員会が付託を受けています。それで、この請願が、賛否はともかく、やはり市民が、議会が何をやっているのかが分かりにくいと、そういった意味で、議会のほうが、市民と一緒に意見交換会の場をつくってほしいということなんです。先生のほうで、よその事例で構いませんけど、そういう意見交換会、もしくは定期的な報告会をや

っているような議会があれば、その中でも、このやり方がとてもいいよというのがあれば、ちょっと事例を紹介していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○土山参考人

何を共有するかにもよるんですが、先ほどご案内した長野県の飯田市議会さんというのは、回数も重ねていますし、やり方もすごく鍛えておられるのでいいと思います。ただ、やっぱり、そこまではできないよみたいなものがあるかと思うのですが——、そういう請願をしてくれる市民の人がいるのはすばらしいことですよ。なかなかないですよ。そういう議会もうちょっと頑張ると、割とポジティブに言ってくれるところは。だから、そこと一緒に考えてもいいと思いますよ。やっぱり効果を考えますよね。できるだけ多くの市民の人に分かってもらいたいし、できればいいと思ってもらいたい。議会報告会の目的が報告だけなら、人数は別に何人でもいいんです。でも人数が少ないとか、参加者が固定化していると皆さんがっかりされるんですけど、議会がやっていることを報告するだけなら、別に知られていないとこでやるのは問題ですけど、例えば何年何月の、毎年このときにやっていますみたいなことが分かっているとやっておられたら、別に報告の責務を果たされてあると思うんです。でも、そこにたくさん人が来てほしいというのは、議会のことを知ってほしいとか、議員や議会に好感を持ってほしいとか、そういう意味があると思います。そういう意味で考えるのだったら、例えば市民まつりにブースを出して、何かこうバルーンアートとかやって、でもバルーンアートとかやっている、議会なのに何やっているのと言われちゃうから、5分間リレートークとかやって、5分間リレートークの5分間なり10分間なり、自分が演説するから、ぜひ聞きに来てねと後援の方に言ってみてですね、ほかの議員の方も聞いたら、あの人の後援者の人、俺の話聞いていいなと思ってくれたんだとか、そんな新しい人を見つけてもいいわけですよ。

議員と議会がウィン・ウィンになるような広報の仕方が、鷹栖町もそうですけど、あると思うんです。それが議会の在り方を伝える有効な、コンテンツという言い方をあえてしますが、コンテンツは議会が何をやっているのか、もめたときこそ議会の出番ですから。議論の必要がなければ議会は要らないわけですよ。でも、いろんなもめごとがあるので、そうしたいろんな課題、課題という言い方をしますが、やっぱり議論して決めなきゃいけないこと。それを議員の人が扱う、その議会と議員の姿をどうやって伝えるかという、そういう広報だと考えれば、議会と議員のウィン・ウィンの話合いの機会、かつ市民の方が期待する。そうすると、たくさんの方の関心を得られる課題とは何なんだろうということになります。その請願される方は、どんなことで話合いたいのか、議会の在り方なのか、地域の課題なのか。議会によっては、行政さんが出したパブリックコメントを素材に、行政さんにもしゃべってもらいつつ、それとはまた別にですね、行政さんがやっているパブリックコメントをみんなで読んで、一緒に対してお話をしてパブリックコメントをそれぞれが書くような、それを勉強するというやり方をしているところもあります。愛知県知立市の例で申し上げましたけれども、何かの地域課題に対して、みんなが関心を持っている地域課題に、識者の人を呼んで、その識者の方の話聞いて、皆さんはどう思いましたかとやる場合があります。また、委員会として皆さんにこういうことを聞きたいんですという話を聞くこともできます。行政さんは市民と話合いの機会を持つと、じゃあ、あんたたち何やるのと言われちゃうわけですね。それは行政が執行機関だからです。でも、議会は議事機関だから、私たちこういうことを考えたいんですけど、そのために皆さんの声を聞かせてくださいというので話し合う場面をつくることのできるわけですね。そうすると、市民の人が来てくれて、時間を取って来てくれて、話してくれる。そういう場をどうつくれるかというときに、今言ったみたいな、私たちはこういうことについて皆さんの意見を聞きたいんですと。その意見を聞きたいんですという人が、それだったら自分の意見を言おうと思ってくれる、そういうネタ、争点ですね、それがあって1番いいことだと思いますし、争点がない場合、政策とはやっぱり答えが出ないことがたくさんありますから、答えが出ないよ

うなことだったら、それこそ識者の方を呼んできて、合同研修という言い方で議論して、お互いにその問題に関心のある人に来てもらって話をしてもらおう。行政の方も議会の方も、市民の方が市政に関心がないと投げかけることがあるんですけど、市政に網羅的に関心がある人は、もの好きな人ですから。でも、市政に網羅的に関心があるという、そういう人は限られてきますけど、この保育園の問題なら関心があるとか、この公共施設をどうするかということなら関心があるとか、総合計画でいうとここなら関心があるとか、ここなら関心があるという、争点ごとなんですよ。そういう意味で、結論は出さなくていいので、でも今日皆さんからいただいた意見は、これからこういうふうに生かしていきますと言えるような、かつそれに対して、それだったら自分も言いたいことがあるわというネタ、争点をベースに、さっき申し上げたような形で、直接こういうふうになるよりも、むしろ答えが出ない課題にお互いにどうしたらいいだろうねと。いや、自分はこういうふうに思うんですよみたいなことを言い合う。それを共有するという話合いの場というのであれば、よりしつらえやすいんじゃないかなと。具体的な争点や議会の在り方、知立市議会さんみたいな形ですね。さらに、そういうふうに議会とぜひ市民は話し合いたいと思っているんだと言ってくれる人がいるというのは、大変に大きなことなので、その人たちも巻き込んで、つまりその人たちもたくさん声をかけて人を呼んでくれるような、そういうつくり方をしてみるといいのではないかなと思います。そんな答えでよろしかったでしょうか。すいません、長くなりました。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 48

再 開 15 : 48

○委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

○藤間委員

地方議会の改革のセンターピンはどこにあるんでしょうかというご質問です。もう少し補足いたしますと、当然、飯塚市の議会として、何をやっていくかというのは、これからしっかり議論していきたいとは思っております。一方で、土山先生として様々な議会を見られていて、固有の問題もあれば、共通の問題もあるというふうに見られているんじゃないかと思う中で、地方議会の改革に関して、まずはここから、まずはこういうのを最初にやってみたらいかがでしょうかといいますか、一歩目として何かご推奨というか、そういったことがあれば、ご意見をお伺いしたいなと思います。

○土山参考人

議会基本条例は一歩目でいいんじゃないかな。何でかというのと、議論が盛り上がるのはネタとタイミングなんです。争点とタイミング、さっきも言いましたが、私はやっぱり、すごく争点が大事だと思っていて、やっぱり争点とですね——、議会基本条例、いろいろいただくお悩みの中に、市民との意見交換会がというのと、それから議員間討議がというのがあるんですけど、議論することに意味があるのは、それによって結論が変わるから意味があるんですよ。結論が変わらない議論は意味ないですよ。そうすると、多くの議員間討議は、委員会という質疑の後にやるんですけど、質疑の後はみんなをお腹の中は決まっているじゃないですか。そこで議論しても変わらないですよ。まれに変わることがあるかもしれませんが。だから盛り上がりませんよ。議論するというのは、やっぱり議論することに意味があるタイミングで、議論したいネタ、だからネタとタイミングなんです。そうすると、議員間討議が盛り上がりませんというのは、私から見るとネタとタイミングからいってそうだよ。議案を議論することが大事な職責ですから、このネタは盛り上がりませんから、もうやらないよと

というのは、それはいけないわけですけど。でも、やっぱり議員間討議を活性化しようとする、一体どこなら、うちの議会で、議論によって何か変えられる余地があるところがあるんだというふうになると思います。

私がお勧めなのはですね、そうするとですね、例えば決まる前にしゃべるのが大事なんです。決断のタイミングがありますよね。何事も決断のタイミングがあって、決断のタイミングから遠ければ遠いほど自由な議論はできるんです。決断のタイミングに近づけば近づくほど自由な議論はできなくなるんです。だから、自由な議論をするんだったら、できるだけ決断から遠いタイミングでしたほうがいい。例えば委員会の質疑だとですね、委員会だと議会によっては付託された瞬間、結果が分かっているみたいな議会もありますから、そうするとなかなか厳しいんですけど、兵庫県の西脇市議会さんは、付託直後に事前審査にならないようにフリーディスカッションができないかなというふうなことを、おっしゃっていたりします。その後どうなったか、ちょっと存じ上げていないんですけど。それから、例えそうだとしても、例えば質疑に立つ人が、質疑の前に同僚の議員に対してブリーフィングをする。自分は今こういう論点こういう視点で質疑をしようと思っているということをブリーフィングしてみると、それならこういうことを聞いたらどうかみたいな意見が出るかもしれない。つまり、質疑をする人も質疑のクオリティーが上がるかもしれない。それから質疑を聞く人も、この問題点で、この議案はこういう論点があるんだなど分かって、より聞く耳を持つかもしれない。そういう意味で、そういうふうな結論に対して意味のあるタイミングに話を仕込んでいくというのが、改革の中としては大事だと思います。すいません、最初は何から始めるべきかということから、ちょっと遠くなっちゃいましたけど、やっぱりこう、ごめんなさい——、でも、この図だと余計かな、——、

【マイクを使用していなかったため聞き取り不能】

——すいません、何が言いたいかということ、やっぱり、主義・主張が違うから議論できないというのはあるんですけども、それは多分ですね、相当に争点の粒が大きくて、でも、小学校が合併しました。合併したら、スクールバスで遠くから子どもを運ぶようになりました。小学校1年生の子が、街の中を1時間もぐるぐる連れ回されます。最初に乗ってから、いろんなところを回って行くから。これは何とかしなきゃねというのは、それはそんなにですね、党派によって、乗れませんという話じゃなくて、それをどういうふうに解決するかというところをめぐって、タクシーチケットを出したらいいという人もいれば、いやいや保護者がやっぱり送るべきだという人もいるかもしれませんが、でもそういう議論としての粒をですね、あんまり大きくしないで、具体的な政策課題に取り組む。それを議会全体でやると大変だから、委員会でやってみるとか、そういう工夫みたいなのが、有効なのではないかと思います。

我がまちのネタを議論する。でも、我がまちのネタはなかなか大きなネタになっちゃうと大変ですから、委員会で所管事務調査に取り組む議会さんも増えてきたんですけど、でも、所管事務調査のためにテーマを決めちゃうと、何々についてになるんですよ。地方創生についてとか人口減少についてとか。何々についてとなると、いろいろ勉強してですね、結果としてやっぱり大変だから、行政が頑張っただけみたいな落ちになって、すごくつまらない落ちになっちゃう。じゃあ小学校が合併しちゃったから、小学校1年生の子が1時間も、スクールバスに連れて行かれて、学校に着いたら酔ってへトへトだと、それは何とかしなきゃとなる。そういうネタを見つける。

再掲しますが、鷹栖町議会さんのこれが、なぜ、傍聴者が3倍に増えたか。今も結構、鷹栖町さんは大体割とぎっしり入っているんですよ。それはやっぱりこういう課題をやります。うちのまちの中にあるこういう課題を、議員が問い質しますよということを伝えているからだ

と思います。そういうネタ、争点をきちんと見せる、それをめぐって議論する。皆さんの中で、それぞれやっぱ得意分野がありますよね。得意分野があるから、そういう意味では、皆さんで一週に議論するというのは、なかなか大変だと思うんですけど、議会の在り方とか、議員の在り方とかは、皆さんがそれぞれ一家言は持っているんで、かつ市民の方とも共有できるので、その意味では、議会の在り方や議員の在り方を議論しながら、何年かかけて議会基本条例をつくります。そのときのプロセスをいろんな市民の人を巻き込みながら一緒にやります。手始めに、お願いした人もですね、ぜひ一緒にやりましょうというのは、それはとてもいい形なんじゃないかなと思いますし、いろんな新しい人との出会いが、議会にとってもあるんじゃないかなと思います。すいません、また長くなったかもしれませんが、ちゃんとお答えできていますでしょうか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、以上で参考人に対する質疑を終結いたします。土山先生、長時間、ありがとうございました。(拍手)

○土山参考人

ぜひ、市民と語ってください。

○委員長

委員会を代表しまして、副委員長の藤間よりお礼申し上げます。

○藤間委員

本日は改めて遠くからありがとうございました。また、先日もアドバイザーとしてレポートをちょうだいして、大変勉強させていただきました。これから飯塚市としては、この議会基本条例を導入するのもしないのか、導入するとすれば、どういう内容にするのか、しっかりと今日いただいた知識を生かして検討してまいります。改めてありがとうございます。

○委員長

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。本日はどうもお疲れさまでした。